

～「チャレンジド」へのさらなる一歩～
すべてのひとにやさしいまち「おおた」

第二次太田市障害者福祉計画

ダイジェスト版



平成16年3月

太 田 市

はじめに



太田市長

清水聖義

近年、福祉制度は「措置制度から支援費制度へ」移行し、障害者施策の基調が「施設入所から居宅生活・自立生活支援へ」と変化を続けています。こうした障害者を取り巻く環境の変化に対応できるよう平成16年度から新たな計画期間に入る第二次太田市障害者福祉計画策定を進めてまいりました。

この計画策定にあたっては、障害者の周りにある課題・問題点、障害者福祉施策全般にわたり、障害を持つ方々の意見・要望についてアンケート調査を実施し、併せて、障害者団体、ボランティア団体等の地域福祉の推進実践者等にヒアリングを行い、アンケートでは把握できない意識、悩み、障害のある人や支援援助する人のニーズ、福祉施策への要望等を把握してまいりました。

また、障害者福祉計画策定委員会において、第一次太田市障害者福祉計画に盛り込まれた施策やこれから望まれる施策を鑑み、検討協議し、本計画のテーマであります『～「チャレンジド」へのさらなる一歩～すべてのひとにやさしいまち「おおた」』の実現のための指針をこの「第二次太田市障害者福祉計画」としてまとめました。

社会生活を営むうえでの障壁を解消し、すべての市民が幸せに生きる社会をつくるためには、行政だけでなく市民の皆様や地域社会が一体となって連携していくことが必要でありますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画策定にあたりご協力をいただきました関係者皆様に、心から感謝とお礼を申し上げます。

平成16年3月

目次

1	計画の基本的な考え方	2
1.	計画策定の趣旨	
2.	計画づくりの視点	
3.	計画の期間	
2	計画の背景	3
1.	障害を持つ人の人数	
2.	課題の整理・抽出	
3	基本的目標	4~5
1.	基本理念	4
2.	基本方針	4
3.	重点施策	4~5
4	施策の体系	6
5	行動計画	7~10
1.	自立へ向けた生活支援体制づくり	7
2.	自己実現へ向けた「チャレンジド」の支援・育成	8
3.	障害を持つ人との垣根（障壁）を取り除く（あらゆる障壁（バリア）の解消）	9
6	計画の推進体制	表4
1.	本計画の実施・運営体制	
2.	関係機関・ボランティア団体との連携体制	
3.	施設整備について	
4.	国・県事業およびサービスへの要望・協力体制	



1 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

全国的に障害の重度化、重複化や高齢化、あるいは支援者の高齢化が進むなか、太田市では、平成10年3月に、平成14年度を最終年とした「第一次太田市障害者福祉計画」を策定し、「ノーマライゼーション^{*1}」の理念の実践に向けた障害者施策を進め、これまでに、福祉工場の設立^{*2}、権利擁護事業、障害者向けのパソコン体験コーナーの設置などを推進し、成果をあげることができました。

一方で、障害を持つ人の自立意識の高まりや生活様式（ライフスタイル）の多様化が進み、地域で自立した生活ができる環境づくりを進めようとする考え方が今日、広まってきています。また、平成15年4月より「支援費制度」がスタートし、行政がサービスの受け手や内容を決定する従来の「措置制度」から、障害を持つ人自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する新たな仕組みへと移行しています。

この計画は「第一次太田市障害者福祉計画」の成果を引継ぎ、残された課題、新たな課題への対応など、前計画からもう一步踏み出して、「障害者がいかに社会で自立できるか」に視点を移し、これからのまちづくりにおける重要課題である「すべての人にやさしいまちづくり」のあり方について、障害者施策の観点から検討し、地域としての福祉力の向上、さらには福祉を通じた地域社会づくりへの道筋を定めるものとして、総合的かつ計画的に推進するために策定しました。

2. 計画づくりの視点

1 障害を持つ人たちの自発的・積極的な行動を促進する計画へ

積極的な生き方を求める行動への支援

障害を持つ人が、様々な可能性をもち、また創造的、積極的な生き方を求める、一人の個人として行動し、そうした行動を支援する計画とします。

2 障害を持つ人たちの自立できる生活を支援する計画へ

「日常生活動作(ADL)」の自立から「生活の質(QOL)」を高める機会づくり

住み慣れた地域での自立した生活ができ、日常生活における行動の拡大が、生活の楽しみの広がりへとつながるよう、利用者本位の適切なサービスにより、生活を支援する体制づくりを推進する計画とします。

3 障害を持つ人たちの感じる垣根(障壁)の解消をめざす計画へ

あらゆる障壁(バリア)の解消

障害を持つ人の積極的な生き方や日常生活における行動を妨げるような、さまざまな要因を取り除き、障害を持つ人たちの感じる垣根(障壁)の解消をめざす計画とします。

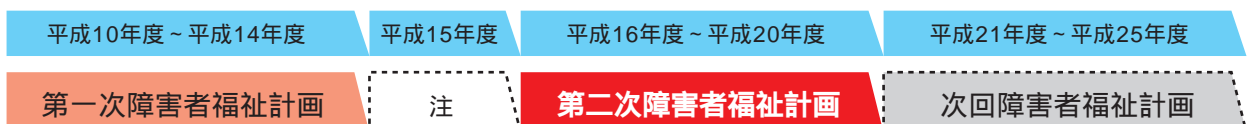
4 障害の有無に関わらず、協働^{*3}する地域社会の形成へ

等しく生きる社会(ノーマライゼーション)から、すべての人を包含する社会(インクルージョン)^{*4}

障害の有無に関わらず、共に暮らすことができる社会をめざし、また障害を持つ人、市民、行政等が相互に補完しあい、協力することで、豊かな地域社会の実現をめざす計画とします。

3. 計画の期間

計画期間は、平成16年度から平成20年度までの5か年としました。ただし、国や群馬県の行政施策の動向等、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じた見直しを行い、計画の拡充を図ることとします。



注)平成15年度は、支援費制度への移行等、障害を持つ人への制度が大きく変わったため、本市では制度の動向をみて、平成16年度に第二次計画を策定するとしてため、平成15年度は新たな制度の導入とともに、第一次計画を継続しました。

^{*1} 障害を持つ人でも地域のなかで普通に暮らすことができる社会をめざす考え方。
^{*2} 福祉工場のオープンは平成16年4月予定。
^{*3} ある共通の目的に向けて、それぞれの立場を自覚し、信頼関係を築くと共に相互に補完し、協力すること。
^{*4} 障害者など社会的不利益を負っている人を包含した社会づくりをしようという考え方。

2 計画の背景

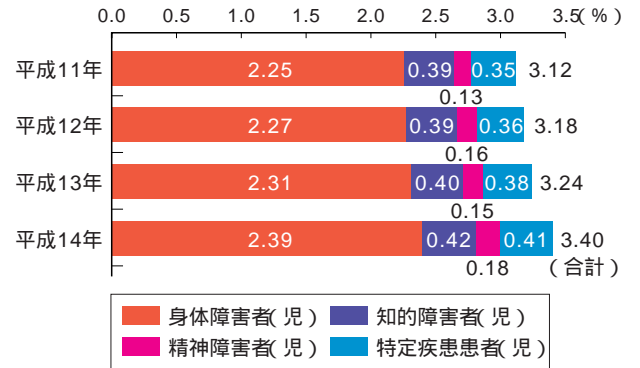
1. 障害を持つ人の人数

平成15年3月31日現在の本市における障害を持つ人の人数は5,248人で、そのうち身体障害者数は3,728人、知的障害者は644人、精神障害者は305人、特定疾患患者は571人となっています。

平成11年からの障害を持つ人の推移では、全体的に増加の傾向にあります。

また平成11年からの本市の人口に占める障害を持つ人（手帳保持者、特定疾患患者）の割合はそれぞれ増加の傾向にあり、平成14年までの4年間で0.28ポイント上昇しています。

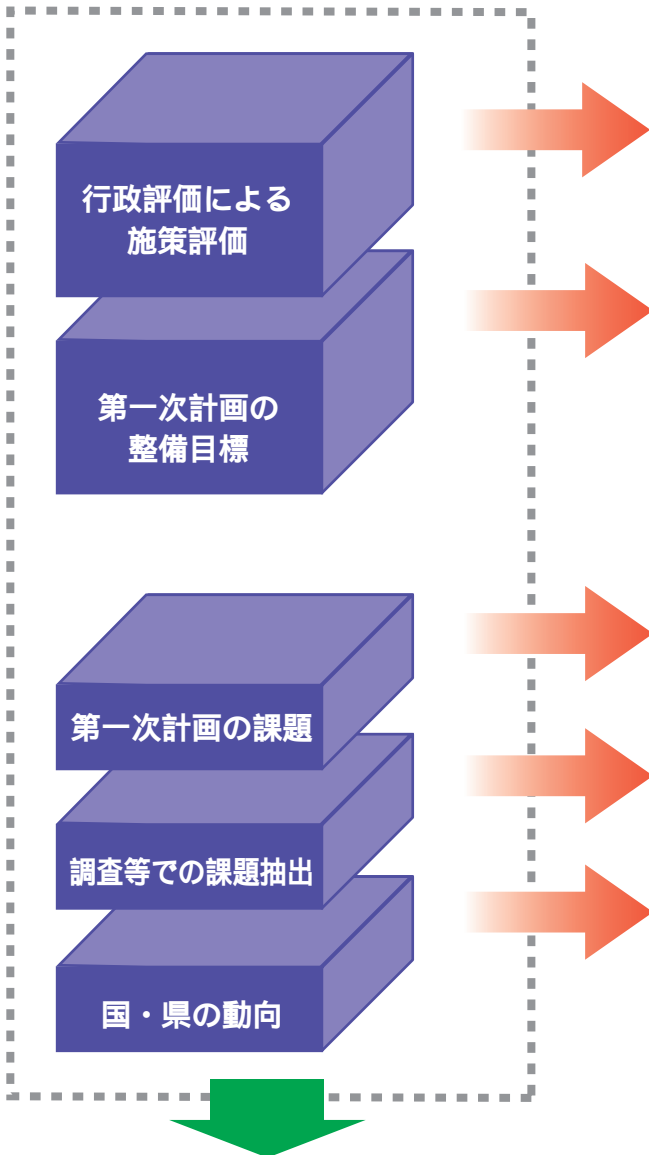
人口に占める障害を持つ人の割合
(手帳保持者・特定疾患患者)



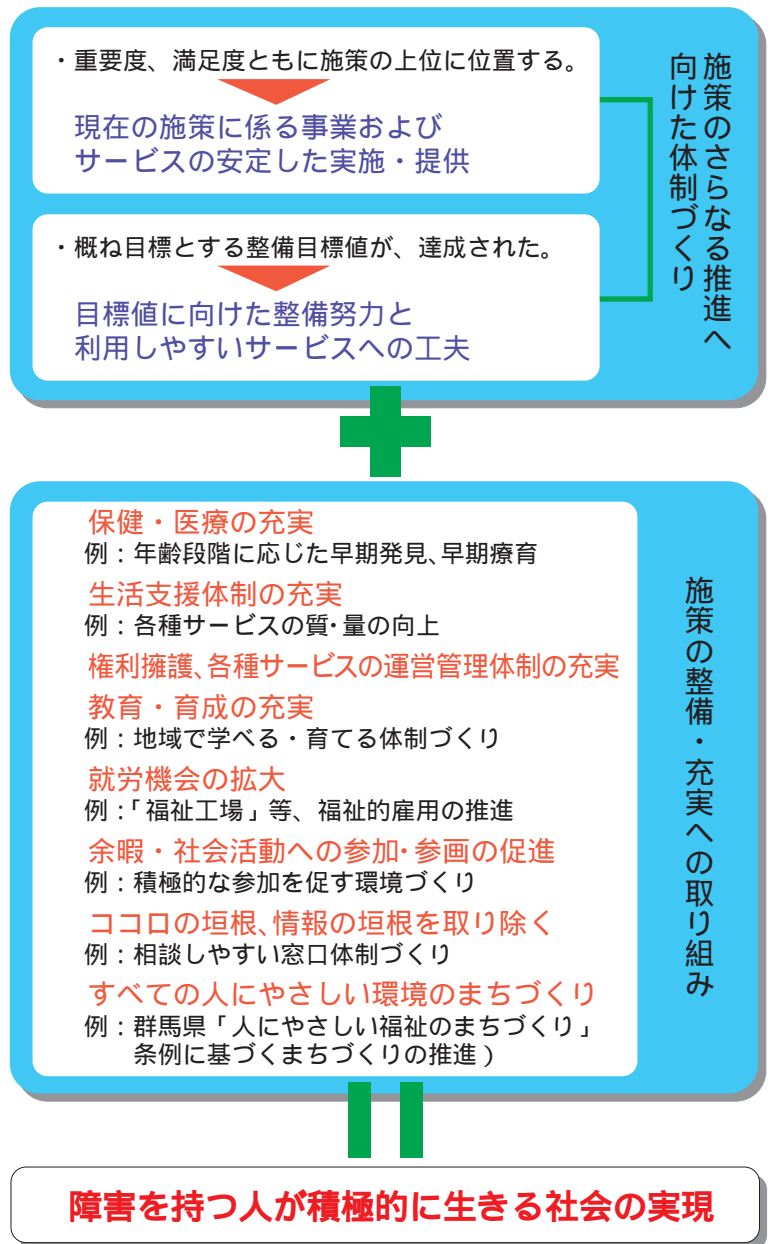
2. 課題の整理・抽出

福祉施策における課題をつぎのように整理し、「第二次太田市障害者福祉計画」での施策として位置づけます。

〈 現状および課題の抽出項目 〉



〈 抽出項目からの現状・課題の整理 〉



3 基本的目標

1. 基本理念

～「チャレンジド」へのさらなる一歩～ すべての人にやさしいまち「おおた」

太田市では「第5次太田市総合計画」に基づく福祉施策として『みんなにやさしい生きがいをもてるまちづくり』を基本目標に掲げ、目標とする都市像『品格のある生活文化都市』に向けてまちづくりを進めています。

そこには障害を持つ人自らが、望む生活目標や生活様式を選択するという自発的・積極的な社会の実現があらわされ、そこには障害を持つ人とともに「すべての人にやさしい」まちづくりが求められています。

そこで本計画の基本理念を『～「チャレンジド^{*5}」へのさらなる一歩～ すべての人にやさしいまち「おおた」』とし、障害を持つ人を自己実現のために積極的な生き方を求める「一人の個人（チャレンジド）」として捉え、障害を持つ人もそうでない人も同じように、みんながうるおいとやすらぎに満ちた暮らしのできるまち「おおた」をめざします。

2. 基本方針

基本理念である『～「チャレンジド」へのさらなる一歩～ すべての人にやさしいまち「おおた」』の実現へ向け、今後の障害者福祉施策を推進していくために、つぎのような3つの方針を掲げます。

1 自立へ向けた生活支援体制づくり

福祉制度が「措置制度から支援費制度へ」と移行したことや、障害者施策の基調が「施設入所から居宅生活・自立生活支援へ」と移行しているなかで、近年の障害者を取り巻く環境には、大きな変化がみられます。

こうしたなかで、利用者本位の考え方にたって保健・医療・生活支援に関する各種サービスの量的・質的な充実を図るとともに、権利擁護事業や各種サービスの運営管理体制（ケアマネジメント体制）等、自立へ向けた生活支援体制づくりを図ります。

2 自己実現へ向けた「チャレンジド」の支援・育成

障害を持つ人が、地域社会で自発的・積極的に生活できる「一人の個人（チャレンジド）」として、自己選択と自己決定のもとに、個性や能力を最大限に発揮し、社会のあらゆる活動に参加・参画できる環境をめざして、教育・育成の充実、就労機会、諸活動への参画といった、自己実現のために必要となる機会の創出、活性化を図ります。

3 障害を持つ人との垣根（障壁）を取り除く（あらゆる障壁（バリア）の解消）

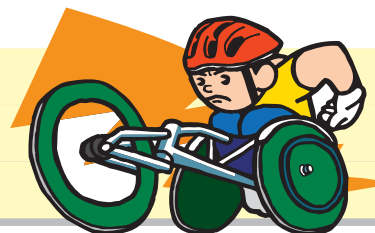
障害の有無にかかわらず、すべての人が「一人の個人（チャレンジド）」として互いに尊重し合い、また自らの求める行動を妨げるような物理的、または内面的な垣根（障壁）をなくし、差別や偏見の解消、情報・伝達（コミュニケーション）手段の充実、安心・安全な生活環境づくりといった、すべての人にやさしいまちづくりを推進します。

3. 重点施策

重点施策1： 在宅で自立をめざせるサービスの拡充

障害を持つすべての人が在宅での自立をめざせるよう、これまでの在宅サービス対象範囲を拡充し、新たに在宅の難病患者を対象として日常生活動作の支援をはじめ、生活や身上、支援に関する相談や助言、外出時の移動の支援、家族および支援者が社会的・私的理由により支援できないときの、一時的に医療機関へ入所をおこない、難病患者および家族、支援者の生活を支援します。

- 1：ホームヘルプサービス事業の実施
- 2：ショートステイ事業の実施
- 3：日常生活用具の給付



*5 障害のある人を単にこれまでのように「社会的なハンディキャップを負った、いわゆる社会的弱者（ハンディキャップド）」として捉えるのではなく様々な可能性をもち、また、創造的、積極的な生き方を求める、一人の個人（チャレンジド）として捉え、それを可能とする環境づくりを進めようとする考え方が今日、広まってきています。こうした点をふまえ、本計画では障害を持つ人をこのチャレンジドと捉えています。

重点施策2： 権利擁護事業の充実とケアマネジメント体制の確立

障害を持つ人に対する各種サービスの運営管理（ケアマネジメント）の実践で重要なこととして、つぎの6つの項目を視点とした体制づくりを図り、障害を持つ人のそれぞれの目的に合ったサービス提供をめざします。

- 1：個別性を重視した支援
- 2：サービス利用者の要望（ニーズ）が中心になる考え（利用者中心）
- 3：生活者として障害者をとらえる考え（生活の質（QOL）の重視）
- 4：利用者自身が問題解決能力をつけていく考え
- 5：自己決定を中心に据えた自立の考え
- 6：障害を持つ人の権利擁護

- 1：権利擁護事業・成年後見人制度の利用しやすい体制づくり
- 2：第三者機関による各種サービスの評価

重点施策3： 地域での教育および療育体制の充実

障害を持つ乳幼児が、早期から障害や発達に応じて、適切な療育が受けられるよう早期療育システムを整備し、障害を持つ子ども達それぞれの個性に応じた療育機会の確保を図り、また、障害の重度や重複化に対応できるよう指導技術の向上や関係機関との連携体制を確立し、療育内容の充実を図ります。

- 1：療育体制の充実
- 2：障害を持つ乳幼児・児童等への福祉サービス
- 3：教育・療育内容の充実
- 4：あそびを中心とした集団指導の開催
- 5：専門的療養指導の実施
- 6：訪問指導の充実
- 7：専門的技術支援の充実

重点施策4： 連携した相談体制の確立

県と市が設置する「障害者相談支援センター（仮称）」に、コーディネーター、生活支援ワーカー等を常駐させて、専門性の高い相談支援をおこなうとともに、障害を持つ人への総合相談支援体制の充実を図ります。また市の窓口でも障害を持つ人が安心して相談できる総合窓口の充実を図り支援体制を整備します。

- 1：身体・知的・精神障害を持つ人への総合相談
- 2：専任の相談員の確保
- 3：ケアマネジメント手法を用いた相談体制の実施

重点施策5： 「ひとにやさしい」まちづくりの促進

平成15年4月に制定された「人にやさしい福祉のまちづくり」群馬県条例にもとづき、まちづくりにともなう社会基盤等の整備・計画の際に、つぎのような「ユニバーサルデザイン」の考え方を導入し施設の情報提供を実施します。

《ユニバーサルデザインの考え方～ユニバーサルデザインの7原則～》

- 1：誰にでも公平に利用できること
- 2：使う上で自由度が高いこと
- 3：使い方が簡単ですぐわかること
- 4：必要な情報がすぐに理解できること
- 5：うっかりミスや危険につながらないデザインであること
- 6：無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること
- 7：アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること



- 1：「ひとにやさしいまちづくり」活動の実施
- 2：生活環境基盤整備の実施

4 施策の体系

〈基本理念〉

〈基本方針〉

〈抽出された課題〉

〈施策・事業の項目〉

「チャレンジド」へのさらなる一歩
 すべての人にやさしいまち「おおた」

1 自立へ向けた生活支援体制づくり

重点施策1・2

- ・在宅で自立をめざせるサービスの拡充
- ・権利擁護事業の充実とケアマネジメント体制の確立

2 自己実現へ向けた「チャレンジド」の支援・育成

重点施策3

- ・地域での教育および療育体制の充実

3 障害を持つ人との垣根（障壁）を取り除く

重点施策4・5

- ・連携した相談体制の確立
- ・「ひとにやさしい」まちづくりの促進

1. 保健・医療の充実

保健サービスの推進
 医療サービスの推進

2. 生活支援体制の充実

在宅生活サービスの拡充
 施設サービスの充実
 安定した生活体制づくり

3. 権利擁護・各種サービスの運営管理体制（ケアマネジメント体制）の充実

権利擁護体制の整備
 各種サービスの運営管理体制と評価体制

4. 教育・育成の充実

早期療育体制・地域での就学体制づくり
 障害児保育・教育・育成
 障害児学童保育

5. 就労機会の拡大

就労機会の創出支援
 福祉的就労の場

6. 余暇活動・社会活動への参加、参画の促進

趣味・生涯学習の活性化
 文化活動・スポーツ・レクリエーション活動推進

7. ココロの垣根（障壁）をなくす

啓発活動の充実
 福祉教育・交流機会の促進
 ボランティア・関係団体との連携

8. 情報の垣根（障壁）を取り除く

コミュニケーション・情報提供手段の確立
 相談体制の充実

9. すべての人にやさしい環境へ向けたまちづくり

ひとにやさしいまちづくり
 交通・移動手段の確保
 住宅施策の充実
 安全への配慮・防災対策

5 行動計画

1. 自立へ向けた生活支援体制づくり

障害を持つ人が、自立への第一歩を踏み出すための日常的な生活支援として「保健・医療の充実」「生活支援体制の充実」「権利擁護・各種サービスの管理運営体制（ケアマネジメント体制）の充実」を施策の柱となる項目として掲げ、つぎのような行動計画によって自立へ向けた生活支援体制を築きます。

施策項目1： 保健・医療の充実

1：保健サービスの推進

障害を持つ人が安心して暮らしていくために、日ごろの健康を維持するためのさまざまな保健サービスを提供します。また障害を引き起こす原因となるような疾病の予防や早期発見を図ります。

母子保健の充実
乳幼児診査の実施
機能回復訓練の実施
難病患者地域支援対策推進事業
精神保健福祉相談指導の推進
精神保健福祉対策
社会復帰対策の促進
精神障害者団体および家族会等への支援の充実

2：医療サービスの推進

障害を持った人の健康維持や障害による身体的、精神的な負担や不安を軽減するために、必要となる支援をおこないます。また心身機能の維持・回復を促進する医療サービスを効果的に提供します。

医療費の助成（更生医療および育成医療の給付）
重度障害者医療費の助成（福祉医療）
先天性血液凝固因子障害医療の助成
特定疾患医療の助成・小児慢性特定疾患医療の給付
障害児(者)の歯科治療体制の整備

施策項目2： 生活支援体制の充実

1：在宅生活サービスの拡充

障害を持つ人が、地域で個々の目的に応じた自立を実現できるよう、在宅での生活を支援するさまざまなサービスの質的・量的な充実を図ります。また障害を持つ人にとって利用しやすいように、各種サービスの情報提供や相談体制の充実をめざします。

補装具の交付・修理
日常生活用具の給付・貸与
自助具の助成
ホームヘルプサービスの充実
在宅重度心身障害者デイサービスセンターおよびデイサービスの充実
身体障害者および知的障害者短期入所事業（ショートステイ）の充実
精神障害者短期入所事業（ショートステイ）の充実
心身障害児通園事業（児童デイサービス）の充実
ガイドヘルパー派遣の充実
生活サポート事業の充実
サービス提供体制の確保と人材育成の推進



2：施設サービスの充実

障害を持つ人が、医学的な治療や機能訓練、生活訓練を必要とする場合や、自宅での自立をめざすことが困難な重度の障害を持った人が支援を受けながら、生活を送るための施設サービスを支援します。また在宅で自立をめざす障害を持った人が「日常生活の拠点」となる施設の活用を図ります。

支援費制度利用による入所施設サービスの充実（身体・知的障害者）
精神障害者の入所施設サービスの充実
知的・精神障害者グループホーム等の充実
難病相談・支援センターの早期設置・有効な活用への要望

3：安定した生活体制づくり

障害を持つ人や家族の生活を安定させるための年金や各種手当等、経済的な支援体制を引き続き図るとともに、必要となる手当や年金に関する情報提供、円滑な支給体制づくりをすすめます。

障害者基礎年金等の支給
各種手当等の広報と安定した利用の推進

施策項目3： 権利擁護・各種サービスの運営管理体制(ケアマネジメント体制)の充実

1：権利擁護体制の整備

判断能力が不十分な障害を持つ人が、自らの権利や尊厳を侵されることなく、地域での暮らしができるようサービス提供を図ります。

地域福祉権利擁護体制の整備
成年後見人制度の周知

2：各種サービスの運営管理と評価体制

障害を持つ人が利用するさまざまなサービスが、「自立」を支援する有効な手立てとなるよう目的に合ったサービスに対する運営管理体制づくりを促進し、各種サービスを安定した供給をめざします。

各種サービスの運営管理と評価体制の導入
各種サービスに対する要望・意見窓口の設置



2. 自己実現へ向けた「チャレンジド」の支援・育成・・・・・・・・・・・・・・・・

障害を持つ人が、自らの望む暮らし方を選択し、積極的な活動をめざす第一歩として、「教育・育成の充実」「就労機会の拡大」「余暇活動・社会活動への参加、参画の促進」を施策の柱となる項目として掲げ、つぎのような行動計画によって自己実現をめざす「チャレンジド」を支援・育成します。

施策項目4： 教育・育成の充実

1：早期療育体制・地域での就学体制づくり

発達の遅れや障害の早期発見に努めるとともに、障害を持つ人(子ども)達、個々の能力や状況に合わせた総合的な発達評価や年齢段階(ライフステージ)に応じた支援がおこなえるよう、さまざまな関係機関が連携して、地域における子ども達の活躍の場を拡げ、幼少時期から「おおた」での自立への第一歩をめざします。

早期療育体制の整備
乳幼児健康診査・健康管理体制の充実(早期発見・健康管理への取り組み)
子どもの発育に関する相談機会(家庭児童相談等)の充実
太田市心身障害児早期療育指導委員会の充実(障害・療育への理解と情報交換)

2：障害児保育・教育・育成

障害を持つ子どもの発育を支援するため、年齢段階(ライフステージ)や障害の状況に応じて、それぞれの子どものニーズに合った、適正で効果的な支援をおこないます。

保育所(園)・幼稚園の受け入れ・統合保育の推進
ことばの相談の実施
家庭における児童養育に関する相談(家庭児童相談)の実施
就学指導の充実
教育内容および環境の整備・充実
特別支援教育対策事業の充実

3：障害児学童保育

放課後の活動範囲を拡大させ、交流機会を増やす場として、また保護者の就労などで、放課後に家庭での世話が受けられない児童の保育の場として、学童クラブ保育をおこないます。

学童保育対策事業の実施
心身障害児集団活動・訓練および学童クラブの充実

施策項目5： 就労機会の拡大

1：就労機会の創出支援

障害を持つ人が社会的な自立をめざすためには、経済的な安定が重要な要素となります。こうした障害を持つ人の経済的基盤を支えます。可能な限り雇用の場へ就くことによって、職業を通じた社会参加の機会を支援します。

就業促進のための啓発、理解と協力の促進
市職員採用による雇用促進
障害者雇用促進会への協力
障害のある勤労者の地位とコミュニケーション向上
職親制度の充実
学校・福祉関係者連絡会議の開催

2：福祉的就労の場

雇用されることは困難でも、障害を持った人が就労することを希望する場合に、その人の持つ社会参加への意欲を高め、適正や能力が十分に発揮できる福祉的就労の場を創造し、事業の活性化を図ります。

福祉作業所の充実
炭製品の商品化
花づくり事業の推進
資源分別収集資源化ライン業務の委託
公園緑地管理業務における臨時職員の雇用
福祉工場の円滑な運営支援

施策項目6： 余暇活動・社会活動への参加、参画の促進

1：趣味・生涯学習の活性化、文化活動・スポーツ・レクリエーション活動の推進

障害を持つ人の日々の暮らしをより豊かにし、生活の質（QOL）の高まりとともに生きがいのある生活が自然と生み出されるよう、趣味や生涯学習といった余暇活動や文化活動、スポーツ、レクリエーション活動を活発におこないます。またこうした活動を通じて、交流の輪、社会活動への積極的な参加意識を促進します。

福祉ふれあいスポーツ大会の開催
スポーツ指導者の派遣
太田市花火大会の開催
ふれあい音楽鑑賞会の開催
図書館機能の充実
点字図書の出し

3. 障害を持つ人との垣根（障壁）を取り除く（あらゆる障壁（バリア）の解消）

障害を持つ人が、自立を果たす妨げとなるさまざまな垣根（障壁）を取り除くために、「ココロの垣根（障壁）」「情報の垣根（障壁）」「ユニバーサルデザイン」を施策の柱と掲げ、豊かな暮らしのできるまち「おおた」をめざします。

施策項目7： ココロの垣根（障壁）をなくす

1：啓発活動の充実

市民と障害を持つ人が、日常的な接触があるなかで、お互いにどのようにお互いがつき合っていけばいいのか、相互に理解していく必要があります。

そこでさまざまな交流機会や教育・啓発活動を推進し、市民と障害を持つ人が、そのことを共に理解を深め、お互いを知り合うことで、ココロにある垣根（障壁）のない地域社会の形成をめざします。

障害についての啓発・広報活動の充実
精神保健知識の普及・啓発
福祉パレードの推進

2：福祉教育・交流機会の促進

子どもの頃から、障害のことや障害のある人について正しく理解し、行動できる力を身につけ、年齢に応じた福祉教育を推進します。

また福祉教育から身近な地域でのボランティア活動を体験することで障害への理解を促進します。

福祉教育の推進
学校におけるボランティア活動の推進
福祉ふれあいスポーツ大会の開催

3：ボランティア・関係団体との連携

障害を持つ人と共に暮らせる豊かな地域社会の形成をめざし、施策等による公的な基盤整備や支援サービスと並んで、関係団体やボランティア等による、きめ細かな支援が不可欠です。

また社会福祉協議会等と連携し、障害のある人を支援する関係団体およびボランティア団体の充実を図ります。

ボランティア活動の推進
ボランティア養成事業の実施
ボランティアスクールの開催
地域住民ふれあい活動事業の充実
障害者団体に対する助成

施策項目8： 情報の垣根(障壁)を取り除く

1：コミュニケーション・情報提供手段の確立

障害を持つ人が、さまざまな情報を得ることができ、情報通信技術（IT）等の活用、環境整備、技術習得等により、障害による情報の格差を生むさまざまな垣根（障壁）を取り除き、自らの可能性をさらに広げ必要となる整備を進めます。

2：相談体制の充実

各種サービス等、障害を持つ人に関わるさまざまな情報提供体制を整備するとともに、地域や既存のさまざまな相談窓口との連絡調整を図りながら、障害を持つ人やその家族、支援者等が、気軽に相談できる総合的な窓口体制づくりをすすめます。

広報紙による情報の提供
声の広報の発行支援
行政情報の点字化支援
手話通訳者の派遣
講演会などにおける手話通訳者の派遣
市職員に対する手話研修実施の検討
障害者向けパソコン体験コーナー設置

総合的な相談窓口体制づくり
市職員のケアマネージャー資格者の拡充
身体および知的障害者相談員制度
精神保健福祉相談指導の推進
難病相談・支援センター
障害者福祉システムの構築
相談にかかわるマンパワーの確保

施策項目9： すべての人にやさしい環境「ユニバーサルデザイン」へ向けたまちづくり

1：ひとにやさしいまちづくり

年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能なデザイン「ユニバーサルデザイン」の考え方を広く取り入れ、障害の有無に関わらず、誰もがいきいきと心豊かに日常生活を送り、社会でさまざまな活動のできる「ひとにやさしいまちづくり」をめざします。

連続立体交差事業の推進（太田駅舎整備）
建築物・構築物のバリアフリー化の推進
道路環境の整備
ユニバーサルデザインを目指した公園整備事業の推進
商業高校新校舎のバリアフリー化
「新市都市計画マスタープラン」の策定

2：交通・移動手段の確保

外出の移動手段が困難な障害を持つ人を対象に、行動範囲を広げるような各種サービスによる移動手段への支援や交通手段の確保によって、障害を持つ人が社会参加や自立を果たせるよう環境の整備を図ります。

「シティライナーおおた」における環境の整備
福祉タクシー券の交付
福祉自動車の貸出
リフト付き送迎車の運行
ガイドヘルパー派遣の充実
自動車免許取得費の補助
有料道路通行料の減免
有料道路通行料金助成事業
介護用車両購入費助成
身体障害者自動車改造費の補助

3：住宅施策の充実

障害を持つ人に住環境の整備として、改修や改造等に係る経済的支援や技術的な指導・相談の充実を図り公共住宅やグループホーム等の活用により、住宅確保の推進を図ります。

障害者・高齢者にやさしい住宅・住環境づくり
公共住宅のグループホームおよび地域ホームへの活用
重度身体障害者住宅改造費の補助
住宅建設および改造の相談指導の充実

4：安全への配慮・防災対策

障害を持つ人が、毎日安心して暮らしを送れるよう、すべての人の安全や安心に配慮したまちづくりの推進を図り災害や緊急時といった非常時にも対応できる体制づくりを推進します。

交通安全施設整備の推進
災害発生時の避難誘導體制の推進
防火指導及び各訓練指導強化並びに関係機関との連携強化
緊急ファクシミリの導入

6 計画の推進体制

1. 本計画の実施・運営体制

本計画の確実な運営と円滑な推進を図るために、「太田市障害者施策運営管理委員会（仮称）」を設置し、本計画に掲載されている行動計画の進捗管理をおこないます。

また社会情勢や生活環境の変化といった、さまざまな要因に柔軟に対応し、必要に応じて計画の見直しを図ります。

2. 関係機関・ボランティア団体との連携体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、市内外のさまざまな関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力しあえるよう、有機的な連携体制づくりをめざします。

また、障害を持つ人の身近で役に立つような情報を持ち、さまざまな支援や啓発活動をおこなっているボランティアや障害者団体との情報交換や協力を求めながら、計画推進を図ります。

3. 施設整備について

国の定める障害者基本計画（計画期間：平成15年度～平成24年度）によると、「障害者本人の意向を尊重した地域への移行を促進する」とし、「施設」から「地域」へと、障害を持つ人の生活の場を移行する支援の推進への姿勢が、強く打ち出されています。また、施設のあり方として「施設体系について、施設のあり方を踏まえたいえ、見直しを図り、地域資源として再構築する」としています。

今後は、これまでの指導訓練を目的とした障害を持つ人を、一定の場所に集めたかたちで支援をおこなう「施設中心型」の福祉から、支援を受けながらも様々な可能性をもち、一人の個人として、自分らしい生き方や暮らしを営む「地域支援型」の福祉へと、障害を持つ人も支援をする側の人も、意識の変革が求められています。

本計画における施設整備に関して、本市では県の広域、圏域での施設整備計画に対応していくこととします。

4. 国・県事業およびサービスへの要望・協力体制

本計画における施策の実施および、実現をめざす地域社会の形成を図るためには、地域における協力や事業者、ボランティア等さまざまな協力が必要となりますが、国

や県との連携も重要であり、施策の実施主体や必要に応じて連絡調整や要望等をおこないます。

～「チャレンジド」へのさらなる一歩～
すべてのひとにやさしいまち「おおた」

第二次太田市障害者福祉計画 ダイジェスト版

平成16年3月

発行：群馬県太田市 健康福祉部社会福祉課
〒373-8718 太田市浜町2番35号
TEL 0276-47-1111(代表)
TEL 0276-47-1828(ダイヤルイン)
FAX 0276-47-1878

ホームページ：<http://www.city.ota.gunma.jp/>

表紙の作品の紹介：太田市在住の春原透君が太田高等養護学校在学時の作品です。

